

令和3年（行コ）第15号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人 石丸ハツミ 外

被控訴人 国

参加人 九州電力株式会社

控訴人ら準備書面（5）

（火山）

2024年1月10日

福岡高等裁判所 第3民事部 ホ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 谷 次 郎

弁護士 中 井 雅 人

目次

第1 被控訴人主張の矛盾	3
1 被控訴人の主張	3
2 被控訴人の主張の誤り	3
第2 「危険値」にかかる控訴人主張が立法論だという批判の誤り	4
1 被控訴人の主張	4
2 被控訴人の主張の誤り	4
第3 被控訴人がいう社会通念による原発容認は現行法の解釈を超えた立法論というほ かないこと	5

本書面は、被控訴人の第3準備書面に反論するものである。

第1 被控訴人主張の矛盾

1 被控訴人の主張

被控訴人は、控訴人らの主張を批判するために、一方では「こと巨大噴火については、噴火に至る過程が十分に解明されておらず、また低頻度な火山事象であり有史において観測されたことがない等、現在の火山学の水準からすれば、巨大噴火の可能性を確率的に評価することはできない」と述べ（被控訴人第3準備書面 第1・2）、巨大噴火ないし破局的噴火が予知・予測できないことを前提とする。

他方で、被控訴人は、予知・予測ができないにもかかわらず、「巨大噴火については、その発生可能性が相応の根拠をもって示されない限り、設置許可基準規則6条1項の『想定される自然現象』にも、同条2項の『大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象』にも該当しない」と述べる（被控訴人第3準備書面 第2・2）。

2 被控訴人の主張の誤り

被控訴人が述べるように、「巨大噴火の可能性を確率的に評価することはできない」（＝予知・予測ができない）のであれば、「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」に該当すると解するのが論理的な帰結であり、またそのように解するのが法の趣旨目的にも沿う。

また、被控訴人は、「運用期間中に火山の噴火が起きる可能性自体はどの時点においても否定できない」「予測を前提とした安全確保対策を講じることができないことは否定できない」ことは前提にしている（被控訴人第2準備書面）。この前提事実から、「設計対応不可能な火山事象が発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さい」→「災害の防止上支障がない」（原子炉等規制法43条の3の

6第1項4号)という結論を導くことは論理的に不可能である。この点は、控訴人ら準備書面(3)第3・1等でも再三指摘してきたが、被控訴人は噛み合った反論をしていない。

第2 「危険値」にかかる控訴人主張が立法論だという批判の誤り

1 被控訴人の主張

被控訴人は、「『危険値』なる考え方を踏まえた評価に基づき、これに対する安全対策を行う必要がある旨を述べる控訴人らの前記1の主張は、現行法の解釈を超えた立法論というほかない。」と述べる(被控訴人第3準備書面 第2・2)。

2 被控訴人の主張の誤り

しかし、控訴人ら準備書面(3)第3でも指摘したとおり、控訴人の主張は、被控訴人の「*2 一般に、原子力を含む産業の分野では、「リスク」を評価するにあたり、リスクが顕在化する「確率」と、リスクが顕在化した場合の「影響」とを掛け合わせて示す(乙第269号証 3及び17頁)」(被控訴人第2準備書面 24頁)という主張を受け、被控訴人は「リスク」の評価を誤っているという主張をしたものである。控訴人らも、控訴人らが示した「リスクが顕在化する『確率』と、リスクが顕在化した場合の『影響』とを掛け合わせて示す」と控訴人らが示す「危険値」は同義であることを前提にしている。つまり、控訴人らは、被控訴人が持ち出した概念を用いて、控訴人がいう「社会通念」を批判したに過ぎないのであり、被控訴人がいう「…現行法の解釈を超えた立法論…」という主張は、自らの主張を「…現行法の解釈を超えた立法論…」と自己批判していることになる。

また、控訴人ら準備書面(3)第3における主張は、リスクが顕在化する『確率』と、リスクが顕在化した場合の『影響』とを掛け合わせて具体的に示し、被告控訴人のリスク評価が誤っており、破局的噴火によるリスクは、社会通念上容

認できないと主張したのであって、何ら立法論を主張するものではなかった。したがって、被控訴人の反論は控訴人らの主張と全く噛み合っておらず失当である。

第3 被控訴人がいう社会通念による原発容認は現行法の解釈を超えた立法論というほかないこと

被控訴人がいう「社会通念」はいかなる手法に基づいていかなる社会通念を認定ないし評価したのか不明であると控訴人らは再三指摘してきたが、この点について被控訴人からの反論はない。

仮に、被控訴人が述べるとおり、「原子力行政の責任者である行政庁が科学技術的判断に加えて、危険性が社会通念上容認できる水準以下のものであるかの判断も行う」裁量を法が付与しているとしても、本件処分時において、原子力規制委員会が「危険性が社会通念上容認できる水準以下のものであるかの判断」をしていることは被控訴人からも九州電力からも一度も主張されたことはないし、証拠も提出されていない。例えば、「玄海原子力発電所 火山について」(丙28)には、「社会通念」などという文言は登場しないし、「社会通念」なるものが検討された形跡もない。あたりまえである。火山ガイドには「社会通念」などという文言はないし、本件処分時には「社会通念」が記載された「基本的考え方」も存在しない。

また、原子力規制委員会が専門技術的裁量に基づいて、いかなる手法に基づいていかなる社会通念の前提となる事実を認定ないし評価したのかも、被控訴人も九州電力も主張していない。被控訴人第2準備書面でも、この点に回答していない。

さらに、「原子炉施設設置許可に際しては、最高裁判所は単に専門技術的判断に裁量を認めているのではなく、行政庁の判断過程に通常の官僚組織以外の専門集団が関与している点に、法が裁量権を付与している法的根拠を見出していること

に注意しなければならない。いかえると、かかる集団が関与していない場合には如何に専門技術的問題といえども、行政庁の裁量性は認められないことになるのである。」(塩野宏『行政法I〔第5版〕』129～130頁)。しかし、火山について「社会がどの程度の危険までを容認するかという社会通念」を認定・判断することができる「専門集団」が関与しているという主張立証はなされていない。そうすると、法が専門技術的裁量を付与した範囲を逸脱しているといえる。この点について、被控訴人は、原子力規制委員会には専門的技術的裁量がある旨述べるのみで、反論・回答になっていない。

以上のとおり、本件処分時において、社会通念を認定ないし評価した事実がなく、その社会通念の前提となる事実の認定方法や評価の方法、具体的な認定内容や評価内容が全く不明であり、社会通念を判断する「専門集団」も関与していないことが明らかとなった。すなわち、被控訴人がいう社会通念による原発容認は現行法の解釈を超えた立法論というほかなく、失当である。

以上